

## あま市スポーツ少年団本部細則

(会費)

第1条 本部の目的を達成するため、会費は次のとおりとする。

- (1) 加盟単位団 市内在住または在学の小学生団員1名につき年額200円
- (2) 本部を脱退する場合についての会費は、一切返金しない。

(加入条件)

第2条 本部の加入条件は次のとおりとする。

- (1) 概ね10名以上の人員を確保していること。
- (2) 原則として自主的な活動内容を有している団体であること。
- (3) 青少年の健全な活動であること。

(加入)

第3条 本部に加盟しようとする団体は、当該団体の規約及び会員名簿を添えて、加入届(様式第1号)を本部長に提出し、役員会の承認のうえ総会で決議しなければならない。

(脱退及び休止)

第4条 加盟団体が脱退しようとするときは、脱退届(様式第2号)を本部長に提出しなければならない。

2 加盟団体が活動を休止しようとするときは、休止届(様式第3号)を本部長に提出しなければならない。

3 本部長は、前項各項による届出があったときは、役員会の承認のうえ総会で決議しなければならない。

(除名)

第5条 加盟団体として不相当と認められたときには、役員会の承認のうえ総会の決議をもってこれを除名することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年3月22日から施行する。

附 則(平成28年5月10日議案第1号)

(改正)

- 1 この細則は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。